

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、次の法人を特定地域づくり事業協同組合として認定した。

令和6年1月31日

- 1 名称 茶のまち川根事業協同組合
- 2 住所 静岡県島田市川根町家山4 1 5 3番地の6
- 3 代表者の氏名 原田 昌彦
- 4 事務所の名称 茶のまち川根事業協同組合
- 5 事務所の所在地 静岡県島田市川根町家山4 1 5 3番地の6
- 6 地区 島田市川根町の地区
- 7 事業 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
- 8 有効期間満了の日 令和16年1月30日
- 9 職員を地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲 なし
- 10 認定の条件 原則として、茶のまち川根事業協同組合の職員の派遣先の事業所は、島田市川根町の地域内の事業所に限る。ただし、静岡県知事が認めた場合はこの限りではない。